

施工計画書の簡素化について

玄海町では、担い手不足が深刻化する建設業における業務効率を高める取り組みの一環として、施工計画書の簡素化について以下のように取り扱うこととします。

1 次の全てに該当する工事を簡素化の対象とします。

- ① 玄海町発注の建設関係工事全て
- ② 当初契約金額が60万円未満

2 簡素化の内訳については以下の一覧表のとおり。

(「○」記載箇所が原則省略とする事項)

(1)	工事概要	○	
(2)	計画工程表	必須	
(3)	現場組織表	○	
(4)	指定機械	○	
(5)	主要船舶・機械	○	
(6)	主要資材	○	
(7)	施工方法（主要機材、仮設備計画、工事用地等を含む）	○	
(8)	施工管理計画	① 工程管理	○
		② 品質管理	○
		③ 出来形管理	○
		④ 写真管理	○
		⑤ 段階確認	○
		⑥ 品質証明計画	○
(9)	安全管理	必須	
(10)	緊急時の体制及び対応	必須	
(11)	交通管理	必須	
(12)	環境対策	○	
(13)	現場作業環境の整備	○	
(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	必須	
(15)	諸官庁許認可届出リスト	○	
(16)	その他	○	

3 適切な施工の確認について。

2で定めたことについては、あくまでも施工計画書における記載を省略したものであり、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。（指定機械の使用、適切な施工方法に基づく施工、その他すべて）

受注者は、これらの実施状況を適宜整理し、発注者から確認を求められた際には速やかに提出・提示しなければならない（検査時を含む）。

4 本件については令和5年4月1日より適用します。